

国産飼料の生産・利用拡大事業のうち国産粗飼料流通体制着化の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第 2 の 5 の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第 1 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

- 1 「国産粗飼料」とは、家畜に給与するもので、国内で生産され、繊維分の含量が高い飼料であって牧草類、青刈飼料作物類、野草類、ワラ等とする。
- 2 「国産粗飼料取扱業者」とは、畜産農家と国産粗飼料の販売契約を行い、売買を行う者とする。

第 2 事業の内容

国産粗飼料取扱業者が畜産農家に、国産粗飼料の販売計画を提示して複数年にわたる販売契約を締結し、国産粗飼料の広域流通を行う取組へ支援するものとする。

第 3 事業実施主体等

1 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表 1 の事業実施主体の欄に掲げるとおりとする。

2 事業実施者の要件

本事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (2) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（ただし、定款において、農業、飼料の振興又は飼料の運送を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- (5) 農事組合法人以外の農地所有適格化法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）
- (6) 特定農業団体（農業経営基盤強化法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体をいう。）
- (7) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
- (8) 株式会社又は持分会社であって、農業若しくは飼料の振興又は飼料の運送を主たる事業として営むもの

(9) その他畜産局長が認めるもの

第4 事業成果目標及び目標年度

交付等要綱第31の成果目標は、事業実施前年度の畜産農家が使用している粗飼料を輸入品から国産品に置き換える割合を目標の指標とし、輸入品から国産品への置換えが3%以上となる目標値を設定するものとする。また、目標年度は、事業年度を含む3年以内とする。

第5 事業の要件

本事業の要件は、次の事項を全て満たすこととする。

(1) 売買契約の締結

国産粗飼料取扱業者は、畜産農家と複数年(2年以上)にわたる販売契約を締結すること。なお、販売に当たっては、粗飼料の生産地等を明確にするなど、取り扱う粗飼料が国産であることの確認をするものとする。

(2) 粗飼料購入量の報告

事業実施者は、畜産農家における事業実施前年度及び実施年度の国産粗飼料購入量及び輸入粗飼料購入量を把握すること。

(3) 国産粗飼料の輸送経路及び輸送距離の確認

国産粗飼料の輸送経路は最短距離とすること。ただし、輸送効率を図るため等の特別な理由がある場合はその限りではない。

(4) 事業対象

畜産農家において新たに購入する又は購入を増加させる国産粗飼料とする。

第6 事業実施の手続

1 事業実施の公募

事業実施主体候補者の選定は、畜産局長が別に定める公募要領(以下「公募要領」という。)により行うものとする。

2 事業実施の手続

(1) 事業実施主体候補者は、交付の手続等、次の事項について記載した国産粗飼料流通体制定着化実施規程(以下「実施規程」という。)を作成し、別紙2-4様式第1号により畜産局長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、実施規程を変更しようとする場合も同様とする。

ア 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額

イ 補助金の交付申請

ウ 交付決定の通知

エ 採択基準及び交付の決定並びに補助金の額の確定

オ 申請の取下げ及び計画の変更

カ 補助金の支払い

キ 交付決定の取消

ク 実績報告書の提出

- ケ 補助金の経理及び事業者による調査
- コ 個人情報保護等に係る対応
- サ その他必要な事項（国産粗飼料であることの確認など）

(2) 事業実施主体候補者は、事業実施者に事業計画書（別紙2－4様式第2号）を作成させ、提出させるものとし、これらを取りまとめ、事業実施計画書（別紙2－4様式第3号）等の必要な書類について、交付等要綱第7第1項の交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないものについて省略することができるものとする。

3 事業の変更

事業実施主体が、本要領第3の3の重要な変更を行おうとする場合には、変更後の事業実施計画書（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること）、その他必要な書類を添付し、交付等要綱第13第1項の変更等承認申請書に添付するものとする。なお、重要な変更は、交付等要綱別表2に規定する変更の他、事業実施計画書における目標年度の目標値の増減とする。

4 事業の実施

本事業の実施は、交付等要綱第9第1項により交付決定が行われた年度内とする。

第7 事業実施の基準

- 1 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助対象外とする。
- 2 輸送距離の考え方は次の（1）～（2）のとおりとする。
 - (1) 出発地点から到着地点までの最短経路の距離とする。なお、特別な事情等により、より効率的な輸送ができる場合はこの限りではない。
 - (2) 出発地点は国産粗飼料の生産地とし、到着地点は購入者である畜産農家等とする。
- 3 輸送する重量の考え方は次の（1）のとおりとし、到着地点が2か所以上ある場合は（2）のとおりとする。
 - (1) トラックスケール等により、積載した国産粗飼料の重量を測り輸送したものを輸送する重量とする。
 - (2) 到着地点が2か所以上ある場合は、到着地点での荷降ろし後の積載量が次の到着地点までの輸送重量とする。なお、積載量の考え方は（1）を準用するものとする。
- 4 輸送経路及び距離の確認については、確実に把握できるよう地図アプリ等を用いること。
- 5 輸送手段に制限は設けないが、契約、伝票等により、どの事業者がどのような方法で輸送したのかが分かるようにすること。なお、畜産農家自らが国産粗飼料を輸送し、伝票、契約等に輸送経費が発生しない場合は支援の対象とはならない。
- 6 国産粗飼料取扱業者は、本事業の支援対象となる国産粗飼料が現に日本国内で生産されたことを確認する必要がある。
- 7 国産粗飼料取扱業者は、畜産農家と売買契約を結ぶ際には綿密に連携をとることとする。

第8 事業達成状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの各年度の達成状況について、翌年度の7月末までに、別記様式第3号に事業実施計画書（別紙2－4様式第3号）に準じて作成したものを添付し、畜産局長に提出するものとする。なお、交付等要綱第18の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

第9 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（別紙2－4様式第4号）を添付し、畜産局長に提出するものとする。
- 2 畜産局長は、事業評価の内容を点検し、成果目標が達成されないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙2－4様式第5号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。なお、点検に当たっては外部有識者に助言を求めることができるものとする。

第10 助成の対象

- 1 本要領第7の助成の対象となる経費について、助成の対象となる経費は、別紙2－4別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

第11 その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙 2 - 4 別表

取組内容	取組内容及び補助対象	助成範囲又は補助率
<p>国産粗飼料流通体制 定着化対策に要する 経費</p>	<p>売買契約に基づき、国産粗飼料を畜産農家に輸送する取組について、当該取組を次の1から3までに定める輸送距離に応じて支援するために要する経費</p> <p>1 50 km～100 km 2 100 km～500 km 3 500 km以上</p>	<p>次の1から3までの単価を用いて輸送した国産粗飼料の重量を基に助成額を算出する。</p> <p>1 2,000 円／トン 2 5,000 円／トン 3 10,000 円／トン</p>
<p>事業推進に要する経費</p>	<p>国産粗飼料流通体制定着化対策の取組の円滑な推進に必要な取組に要する経費</p> <p>本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な「備品費」、「会場借料」、「通信運搬費」、「借上費」、「印刷製本費」、「消耗品費」、「旅費」、「謝金」、「賃金」、「役務費」、「雑役務費」、「事業推進費」等</p>	<p>定額</p>

別紙 2 - 4 様式第 1 号 (第 6 の 2 の (1) 関係)

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 氏 名

国産粗飼料流通体制定着化実施規程の (変更) 承認申請について

飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領別紙 2 - 4 の第 6 の 2 の (1) の規定に基づき、国産粗飼料流通体制定着化実施規程の (変更) 承認を申請する。

(注) 関係書類として、国産粗飼料流通体制定着化実施規程を添付すること

事業計画書

（国産粗飼料流通体制定着化）

〇〇〇事業実施主体の長 様

所在地

団体名

代表者指名

〇〇年度において、下記のとおり国産粗飼料流通体制定着化の事業を実施したいので、飼料自給率向上総合緊急対策事業別紙2-4第6の2の（2）の規定に基づき、提出（申請）する。

1 売買計画（又は実績）

販売先	製品 (重量)	輸送経路（距離）	輸送 方法	実施 時期	契約 年数	ストック ポイント の有無
（記載例） 〇〇農場	乾牧草 (40t)	旭川—苫小牧—名古屋 —恵那（1600km）	トラック フェリー	2月初旬	2年	無

※輸送経路の出発地点については飼料の生産地とし、到着地点は畜産農家等とすること。ただし、ストックポイントを利用する場合は、そのストックポイントを出発地点とすること。

2 添付書類

- （1）組織の規程、会計規程、構成員名簿等
- （2）その他事業実施主体（候補者）が必要と認める資料

事業実施計画書

(国産粗飼料流通体制定着化)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 事業の目的 (変更理由)

3 事業実施方針

(注) 事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制等を記載すること。

	具体的な実施計画
令和 4 年度	
令和 5 年度	
令和 ○ 年度	

4 総括表

区分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
国産粗飼料流通体制定着化 事業推進費	円	円	円	

(注) 区分欄は、交付等要綱別表 2 の区分ごとに、実施する取組の内容を具体的に記載すること。

5 事業の内容

50～100km

採択件数 (件)	輸送総重量 (t)	合計補助金額 (円)

100～500km

採択件数 (件)	輸送総重量 (t)	合計補助金額 (円)

500km 以上

採択件数 (件)	輸送総重量 (t)	合計補助金額 (円)

6 事業費の積算

区 分	内 訳			負担区分		備 考
	事業量	単価 (円)	事業費 (千円)	国庫補助金 (千円)	事業実施主体 (千円)	
1 国産粗飼料流通 体制定着化						
2 事務推進費						
合 計						

注：事務推進費については、必要な経費欄がない場合は、各者で追加して差し支えない。

7 事業完了年月日

令和 年 月 日

8 成果目標

成果目標は、目標年度を設定し、事業に参加する畜産農家における購入粗飼料のうち国産粗飼料の割合を事業実施前年度を基準として何%増加させることができるか（増加率）を記載すること。

なお、増加率3%以上を設定し、計算式は以下の（参考）の表を使用すること。

目標年度	目標値
年	%

別紙 2 - 4 様式第 3 号

別添

(実績報告書用)

販売先	販売総量 (t)	販売量内 訳 (t)	仕入れ先 (飼料生産者)	ストックポ イントの利 用の有無	輸送距離 (km)	補助単価 (円)	販売量内訳× 補助単価 (円)	補助金合計 (円)

※販売総量について、販売伝票の写し、請求書の写し等を添付すること。

※販売量内訳について、仕入れた際の購入伝票の写し等を添付すること。

※輸送距離について、輸送会社の輸送伝票の写し等を添付すること。また、輸送経路を把握するため、地図アプリ等を用いて地図等を添付すること。

(記載例)

販売先	販売総量 (t)	販売量内訳 (t)	仕入れ先 (飼料生産者)	ストックポ イントの利 用の有無	輸送距離 (km)	補助単価 (円)	販売量内訳×補 助単価 (円)	補助金合計 (円)
○○農場	30	30	△△畜産	無	120	5,000	150,000	150,000
●●農場	50	10	▲▲畜産	無	60	2,000	20,000	320,000
		20	■畜産	有	400	5,000	100,000	
		20	★畜産	有	600	10,000	200,000	

別紙2 - 4様式第4号 (第9の1関係)

〇〇年度飼料自給率向上総合緊急対策事業評価報告書
(国産飼料の生産・利用拡大事業のうち国産粗飼料流通体制定着化)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 取組状況と実績

令和4年度			
事業を用いて輸送した国産粗飼料の総量 (t)		輸送した件数 (件)	補助金額合計 (円)
輸送の内訳			
	50～100km	100～500km	500km 以上
件数 (件)			
総量 (t)			
補助金額 (円)			
所 見 :			

令和5年度			
事業を用いて輸送した国産粗飼料の総量 (t)		輸送した件数 (件)	補助金額合計 (円)
輸送の内訳			
	50～100km	100～500km	500km 以上
件数 (件)			
総量 (t)			
補助金額 (円)			
所 見 :			

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

飼料自給率向上総合緊急対策事業（国産飼料の生産・利用拡大事業のうち国産粗飼料流通体制定着化）の事業実施に関する改善計画について

令和〇〇年度において実施した飼料自給率向上総合緊急対策事業（国産飼料の生産・利用拡大事業のうち国産粗飼料流通体制定着化）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成度	未達成となった理由等	